

平成 30 年度

千曲市定期監査報告書

平成 31 年 2 月 12 日

千曲市監査委員



# 平成 30 年度 千曲市定期監査報告書

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の実施

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの一般会計、特別会計、公営企業会計、千曲市の行政委員会を含む全部局（以下、「全部局」という。）に対し、地方自治法第 199 条第 1 項（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理）及び地方自治法第 199 条第 2 項（事務の執行）の規定による監査を実施した。

### 2 監査の対象

- (1) 全部局から抽出した部課等の出勤簿、休暇欠勤整理簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿、特殊勤務整理簿及び週休日等の振替整理簿（以下、「帳簿」という。）の事務の処理
- (2) 施政方針に基づく事業進捗状況、事務・事業の省力化、合理化の実施状況、随意契約により契約した状況、使用料・手数料改定に向けた検討状況、不祥事件・不適正事案の発生防止に向けた対応状況、職員の身上把握の状況、人材育成の状況、委員会等の委員にかかる稼働状況

### 3 監査の実施日

平成 31 年 1 月 10 日から平成 31 年 2 月 8 日まで

### 4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、上記 2 の(2)に掲げる事項等について、提出資料等に基づき、関係職員から説明を聴取する方法で、監査を実施した。

## 第 2 監査の結果

監査の結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務及び経営に係る事業は、関係法令、千曲市財務規則等に準拠し、概ね適正に執行又は管理されているものと認められた。

抽出により事前に提出を求め監査を行った出勤簿等の記帳並びに整理状況については、一部に未記入、押印漏れ等の不備が散見されたが、職員服務規程等に準拠し、概ね適正に処理されているものと認められた。

### 第3 監査委員の意見

#### (共通事項)

#### 1. 不祥事件、不適正事案の発生防止に向けた対応について

- ・最近、当市を含め、他機関での不祥事件や不適正事案が多発し、その内容も広範囲かつ同様の事案が繰り返し発生している。
- ・よって、これら発生している事件、事案に関連する課は、他山の石として、その事実、発生した原因、影響等を職員全員にタイムリーに情報共有のうえ、注意喚起するとともに、今後同様な事案が発生しないよう未然防止措置を講じられたい。
- ・また、社会情勢の著しい変化に対応した「職員の意識改革」や「組織風土改革」を進め、従来からの制度や運用の見直しを図られたい。

#### 2. 随意契約について

##### (1)契約書等の作成・徴取省略

- ・千曲市財務規則第123条では、予算執行者が一定の金額未満の場合には、契約書の作成省略が可能であり、また、請書の徴取も不要な取扱いとなっている。
- ・しかしながら、相手方との協議をすることなく、漫然と従前どおり契約書・請書を作成し徴取しているものが多数存在していた。
- ・よって、今後は、相手方における履行の確実性等を十分考慮し、契約書・請書の作成・徴取が省略可能な場合には、事務処理の軽減及びペーパーレスの観点から見直しされたい。

##### (2)価格の妥当性の検証

- ・随意契約のうち、千曲市財務規則第119条の2に基づき、見積書を1人の者しか徴しない若しくは性質上、徴さないことができる場合が規定されている。ただし、その場合、価格の競争が伴わないため、契約に際しては、十分検証する必要があるが、行われていない事案が見受けられた。
- ・よって、今後は、特に高額なものについては、相手方から徴取した見積金額を安易に適用せず、可能なものは積算資料等の活用を図るほか、市場価格との比較を十分行い、適正な価格算出に向け検証に努められたい。

## 千曲市財務規則（抜粋）

### （随意契約の見積書の徴取）

第 119 条の 2 予算執行者は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、1 人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1 件の予定価格が 10 万円未満の修繕をする時。
- (4) 2 人以上から見積書を徴することが適当でない時。

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でない時、又は 1 件の予定価格が 3 万円未満の物品の購入又は売払いをする時は、当該見積書を徴しないことができる。

### （契約書の作成）

第 122 条 予算執行者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1)  
↳ 省略
- (13)

### （契約書作成の省略）

第 123 条 前条の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号のいずれかに該当する時は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 50 万円未満の売買、貸借、請負その他の契約をする時。
- (2) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。

2 予算執行者は、前項の規定により契約書の作成を省略する時は、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約の相手方(以下「契約者」という。)から徴さなければならない。ただし、20 万円未満のもの及び予算執行者が特に必要ないと認める場合並びに前項第 3 号に規定する場合は、この限りでない。

### 3. 職員の身上把握の拡充について

- ・各管理者は、組織的に身上把握の制度が確立されていないことから、職員とのコミュニケーションの中からその状況を把握しているに過ぎず、管理者によりその程度に濃淡が生じている。
- ・昨今、業務の複雑化・多様化が著しく進展し、新たな業務も加わり、一層効率的な業務運営が強く求められている。
- ・しかしながら、定員削減で職員が減少し、多くの非常勤職員等を抱えている中で、体調を崩す職員も生じており、管理者は、人的管理や業務運営に苦慮している状況にある。
- ・そこで、職員から身上申告書（仮称）（業務歴、家族構成、本人・家族の健康状態、一身上の問題、資格取得状況、仕事の希望等を記載）を徴取し、管理者は、常日頃からその状況を把握したうえで、業務を進めることは必要不可欠であり、結果として円滑な業務運営に資すると思われる。

### 4. 立替払の取扱いについて

- ・立替払は、立替しなければ業務に著しく支障をきたす等緊急かつ必要やむを得ない場合に限られるものである。
- ・しかしながら、事前に先方からの案内等に基づき確認や申込み手続き等をすれば立替しなくても済む事案が散見された。
- ・今後は、領収書の紛失リスクの回避等から可能な限り資金前渡や振込により対応されたい。

#### (個別事項)

##### 公金の適正な収納管理について

- ・公金の収納・管理については、平成 29 年度、平成 30 年度 2 度にわたり指摘し、それを受け平成 30 年 2 月部課等の長あて、会計管理者から適正に行うよう文書で通知し、更に平成 30 年 9 月には「千曲市公金収納取扱事務要領」を制定し具体的取扱いを定め、事務処理の徹底を図って頂いたところである。

- しかしながら、一部課においては、未だ公金を受領後一か月保管している事例が散見されたほか、千曲市財務規則で定められた「税外収入整理簿」に、①全く未記載、②長期間記載漏れ、③出納員の確認押印漏れ等が確認された。
- 他機関で、公金の長期保管が原因で私的流用・盗難・紛失事件が生じていることに鑑み、職員に対し、速やかに事柄の重要性を再認識させたいと、厳格な取扱いを強く求める。